

前田の《ちょっと経営を考えよう》第 371 回

6 月 7 日に『経済財政運営と改革の基本方針 2022(いわゆる骨太の方針)』が閣議決定されました。「人への投資」に重点を置き、生産性向上を図ることを急務としています。

そのための方法として ①社会人のリスキング(学び直し) ②デジタルなど成長分野への労働移動 ③兼業・副業の促進 ④生涯教育の環境整備などが主な課題として挙げられています。特にデジタル化などに対応し、1 人ひとりのスキルや生産性が高められなければ世界の成長から取り残されてしまいます。経済産業研究所の森川正之氏が日本企業のデータから試算したところ、「教育訓練投資の累積数が 2 倍になると労働生産性が 2.2%上昇した。特にサービス業は 2.5%高まり効果が顕著である」と述べられています。

そこで皆様への質問ですが、皆様の会社等の労働生産性は向上していますか？

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{付加価値額 (売上 - 外部加工高 [仕入・原料・電力料・外注加工費・運賃等])}}{\text{従業員数} \times \text{労働時間}}$$

この生産性を上昇させる手段として次に挙げるものがあります。

- ① いかにもミスを防ぐか
 - ② いかにも不要なものを購入しないか
 - ③ 時間当たり、機械当たり生産量を増やす
 - ④ 安価でいい原料を手に入れる等々
- 一度検討してください。

会社の従業員が能力向上していくためには、やはりリーダーが会社の従業員をいかに成長させることができるかにかかっています。すなわち皆様が真のリーダーになる事が重要ですね。それはあなたがメンバー 1 人ひとりに関心を持ち深く知ろうとすることです。たとえば得手・不得手、好き・嫌いな事を知っていますか？

前田の《今人生を語る》第 276 回

めざめよ日本人 (198)

残念ながら日本ではテレビや新聞で言っていること、書かれていることを無条件に信用している人が多くありませんか？

いろいろな媒体に触れ、多角的に物事を考えるようにしましょう。
そうしなければ、5 年後、10 年後の日本が心配です。

(令和 4 年度税制改正) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

山田 祐規子

令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 12 月 31 日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合において、一定の要件を満たすときは、受贈者が新非課税制度の適用を受けようとする住宅用の家屋の種類に応じた非課税限度額までの金額について、贈与税が非課税となります。なお既に新非課税制度の適用を受けて贈与税が非課税となった金額がある場合には、その金額を控除した残額が非課税限度額となります。贈与税の申告及び一定の添付書類を提出期限内に提出した場合にこの適用を受けることができます。期間の 2 年延長、契約締結時期によって非課税限度額が異なる措置が廃止され、延長された期間は一律の非課税限度額となります。

住宅取得資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例についても期間が延長されました。

| | | 改正前 | 改正後 |
|--------------------|---------------------------|-----------------|-------------|
| 住宅用家屋の新築等に係る契約の締結日 | | R3.4.1~R3.12.31 | 契約締結時期に関わらず |
| 省エネ住宅 | 消費税等の税率 10%が適用される住宅用家屋の新築 | 1,500 万円 | 1,000 万円 |
| | 上記以外の住宅用の家屋の新築等 | 1,000 万円 | |
| それ以外の住宅 | 消費税等の税率 10%が適用される住宅用家屋の新築 | 1,000 万円 | 500 万円 |
| | 上記以外の住宅用の家屋の新築等 | 500 万円 | |

【注意点】

- 所得税の住宅ローン控除も重ねて適用する場合、住宅借入金等の年末残高合計額が家屋の新築等の対価から新非課税制度の適用を受けた部分の金額を差し引いた額を超えるときには、その超える部分に相当する金額については住宅ローン控除の適用はありません。住宅の取得に関し補助金の交付を受ける場合には、その補助金等の金額も差し引きますので減税が少なくなります。
- 将来親の住宅の相続の予定があるならば、土地の評価額が減税される小規模宅地等の特例の適用を受けられなくなり、相続税の問題もありますのでよく検討する必要があります。
- 暦年贈与の場合には、住宅取得等資金の贈与の特例を受けた 3 年以内に贈与者が亡くなった時には、非課税限度額部分について受贈者の相続税の課税価格への加算はありませんが、超える部分については、相続税の課税対象となります。相続時精算課税の場合も同様ですが、更に適用した金額は相続税の課税価格に加算され、納付の贈与税額があった場合には精算されます。
- 平成 21 年分から令和 3 年分までの贈与税の申告で旧非課税制度を利用された方は適用できません。(一定の場合を除く)

【受贈者等の要件】

- 贈与を受けた年の合計所得 2,000 万以下(家屋床面積による)であること。
- 贈与を受けた年の翌年 3 月 15 日までに、住宅取得資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等をする事。
- その家屋に居住すること、又は 15 日以降に遅滞なくその家屋に居住することが確実であること見込まれること、他にも要件はいくつかありますが、成人年齢の引き下げにより、贈与を受けた年の 1 月 1 日において **18 歳以上**(R4 年 3 月 31 日以前の場合は **20 歳以上**)であることも 4 月からの改正点となります。